平成２６年（フ）第２６１号
兵庫県明石市大久保町福田86番地の３
破産者　タカラ鋼業株式会社
１　決定年月日　平成27年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５１９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口333番地
破産者　有限会社マスタリーワン
１　決定年月日　平成27年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６６号
茨城県鉾田市野友643番地３
破産者　合資会社ライフ
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８４号
千葉県成田市伊能2055番地
破産者　濱田　健一
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１１号
千葉県佐倉市宮前３丁目20番地２
破産者　髙橋　鶴二
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６１号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟207号
破産者　濱田加代子
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６２号
千葉県成田市囲護台２丁目２番地２
破産者　株式会社ハマダ
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５０２号
東京都町田市図師町626番地１コーポ加藤102
破産者　小林　智宏
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０７号
東京都八王子市寺町60番地５藤和八王子コープ604号
破産者　大藤由起夫
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５２号
東京都町田市図師町626番地１コーポ加藤102、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市図師町626番地23アメニティハイツ加藤Ａ
破産者　有限会社濱源
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０７０号
東京都青梅市東青梅４丁目17番地の19ホワイトパレス河辺301
破産者　田中　治郎
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2444番地の４
破産者　有限会社杉山商事
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
静岡県沼津市大諏訪872番地の１
破産者　有限会社アサヒ
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
広島市安佐北区落合南１丁目40番６号
破産者　有限会社広島流通サービス
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２号
香川県小豆郡小豆島町福田甲460番地３
破産者　株式会社福豊建設
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９４号
長崎県長崎市花園町20番22号　１階101号、商業登記簿上の本店所在地長崎県西彼杵郡時津町左底郷1145番地24
破産者　株式会社橋建
１　決定年月日　平成27年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４２０９号
千葉県千葉市中央区富士見２丁目16番４号
破産者　株式会社エイエムビー
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２１２号
千葉県千葉市中央区中央３－３－９―606、住民票上の住所東京都江東区千石３丁目１－24―339
破産者　今井　太志
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３０６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1427―47
破産者　永尾　正義
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４２６号
東京都文京区本郷４丁目12番16号　トーア文京マンション304号
破産者　セールスエンジン株式会社
１　決定年月日　平成27年４月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部